

平和意識の向上

1 平和推進事業

総務部 平和推進課

(1) 目標

世界の恒久平和と核兵器廃絶の実現を目指す松本市平和都市宣言の理念のもと、平和の大切さや命の尊さを次世代に語り継ぐ取組みを進めるものです。

(2) 令和2年度取組みと成果

- ア 第25回松本市平和祈念式典の開催（8月15日、約100人参加（規模を縮小して開催））
- イ 平和推進活動補助金の交付（通年、交付実績7件）
- ウ 松本ユース平和ネットワーク事業
 - （ア）平和祈念式典でのメッセージ発表
 - （イ）松本の戦争の歴史の学習、市内戦争遺跡のフィールドワーク
 - （ウ）地区人権啓発推進協議会研修会への参加（満蒙開拓青少年義勇軍体験者講話）
- ※ 広島平和記念式典参加事業、小中学生平和ポスター展は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア コロナ禍の中、一部の事業について中止せざるを得ない状況でしたが、限られた事業を通して、平和への願いを共有することができました。
- イ 日常生活の中で、人権を尊重する市民一人ひとりの行動が、松本市平和都市宣言がめざす平和に繋がるよう取り組みます。
- ウ 発足後5年が経過する松本ユースネットワークについては、この間の活動成果や課題の検証を行うとともに、参加者自らが考え、行動する自発的・持続的な活動に繋げていきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 昭和 61年度 松本市平和都市宣言（昭和61年9月25日宣言）
- 63年度 日本非核宣言自治体協議会（事務局：長崎市）に加盟
第1回松本市小中学生平和ポスター展開催（以降、毎年開催）
- 平成 3年度 第1回松本市広島平和記念式典参加事業実施（以降、毎年実施）
- 8年度 第1回松本市平和祈念式典開催（以降、毎年開催）
- 20年度 平和市長会議（事務局：広島市）に加盟（平成25年 平和首長会議に改称）
- 23年度 第23回国連軍縮会議 in 松本を開催
- 26年度 第4回平和首長会議国内加盟都市会議を開催
- 27年度 「平和の灯」点火式の開催（戦後70周年平和祈念事業）
- 28年度 日本非核宣言自治体協議会総会・研修会を開催
松本ユース平和ネットワーク発足

イ 統計資料

項目	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
市民による平和活動件数	13件	10件	13件	10件	7件
平和祈念式典参加者数	約850人	約800人	約800人	約800人	約100人
小中学校平和ポスター展出展人数	332人	352人	395人	417人	中止

人権尊重の推進

1 男女共同参画推進事業

総務部 人権・男女共生課
(住民自治局 人権共生課)

(1) 目標

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の形成に向けて、推進を図ります。

(2) 令和2年度の実績と成果

- ア 松本市男女共同参画推進委員会の開催（年2回）
- イ 第4次松本市男女共同参画計画の進行管理、関係課事業の積極的推進
- ウ 市役所男性職員育児休業取得プロジェクトの開催（全6回）

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 平成28年実施の「男女共同参画・人権に対する意識調査」を分析すると、男女共同参画に対する理解は徐々に進んできているものの、中学生・高校生の段階から固定的性別役割分担意識が見られます。
- イ 男女共に仕事と家庭の両立を図りながら働き続ける環境整備を市役所内から推進するため、男性職員の育児休業取得プロジェクトを開催。市役所が率先して男性の育児休業取得を進め、市内企業等への啓発をすすめる必要があります。
- ウ 理工系分野への女性の進出が少ないため、当該分野への興味・関心を持つ女子学生を支援する取り組みを、引き続き行う必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成15年 3月	第1次松本市男女共同参画計画策定（計画期間：平成15～19年度）
15年 6月	松本市男女共同参画推進条例公布・施行
28年 10月	男女共同参画計画・人権に関する意識調査 地方創生総合戦略「仕事と家庭の両立支援事業」実施
30年 3月	第4次松本市男女共同参画計画策定（計画期間：平成30年度～令和4年度）
31年 3月	地方創生総合戦略「仕事と家庭の両立支援事業」終了

イ 統計資料

審議会等における女性委員の参画状況 (単位 %)

区 分	H30年度	R元年度	R2年度
行政委員会（自治法180条の5）	18.0	20.0	20.0
法律・条例により設置されている審議会等	22.9	22.6	22.2
要綱等により設置されている委員会等	25.0	24.5	25.3
法律に基づいて設置されている委員	74.0	72.2	72.4
全 体	33.2	32.6	33.4

人権尊重の推進

2 男女共同参画推進（その他の啓発・相談事業）

総務部 人権・男女共生課
（住民自治局 人権共生課）

(1) 目標

第4次松本市男女共同参画計画に定めた6つの施策分野における男女共同参画推進に係る施策及び労働や教育分野などにおける女性活躍を推進する施策を実施します。

(2) 令和2年度 of 取組みと成果

- ア 男女共同参画を進める市民のつどい・まつもの開催（新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）
- イ 女性指導者研修補助事業を海外研修・国内研修に加え、女子中高生の理工系分野への進路選択支援のための研修にも適用（新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）
- ウ 平成26年度から実施している男性相談員による男性相談の継続実施
- エ 広報まつもと特集ページで意識啓発を実施
- オ 女性センター、トライあい・松本での各種講座の開催、図書貸出し等学習機会の提供の継続実施

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 市民要望の高いキャリアアップ支援、職場復帰準備などの講座を、女性センターパレア松本及びトライあい・松本において開催します。
- イ 家庭・夫婦・生活・地域の人間関係の悩みなどについて、相談員による電話、面接相談を実施します。
- ウ 利用団体の高齢化やそれに伴う利用者の減少が見られるため、若年層やこれまでつながりのなかった団体等に引き続き積極的に利用を呼びかけます。
- エ 性的マイノリティからの相談対応力強化のため、相談担当職員を対象とした研修会を実施します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和47年4月	働く婦人の家 開館
平成11年4月	女性センター 開館
15年	「働く婦人の家」から「トライあい・松本」に名称変更
20年	「女性センター」の愛称を「パレア松本」に決定

基本施策
2-1-2

人権尊重の推進

3 要保護児童対策事業

こども部 こども福祉課

(1) 目標

要保護児童やその家庭への効果的な支援につなげるため、地域や関係機関との連携強化により、子どもの置かれた環境等を的確に捉え、児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応に努めるとともに、児童虐待防止啓発事業等により市民意識の向上と関係者の資質向上を図ります。

(2) 令和2年度の実績と成果

- ア 要保護児童対策地域協議会実務者会議（児童）を4回開催し、関係機関の連携体制の確認や児童虐待が疑われる家庭対応を検討するとともに、要保護児童対策地域協議会実務者会議（特定妊婦）を4回開催し、ハイリスク妊婦の情報共有を図りました。
- イ 児童相談所や教育委員会及び関係課と連携を密にし、児童虐待の早期発見、早期対応に努めました。
- ウ 乳児家庭の孤立を防ぎ、母親を地域で見守り、支援するため、民生・児童委員の協力を得て「こんにちは赤ちゃん事業」を実施し、必要に応じて保健師の継続支援につなげました。
- エ 松本市子ども家庭総合支援拠点を設置し、相談・支援機能を強化しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 児童虐待の相談や、リスクを抱え見守りが必要な特定妊婦が増えているため、早期発見、早期対応及び発生防止に向けた啓発活動を行うとともに、要保護児童対策地域協議会関係機関とさらなる情報共有及び連携強化が必要です。
- イ 虐待の未然防止につなげるため、子育て支援ショートステイ、養育支援訪問事業の有効活用などで、子育てにストレスを抱える母親等の負担軽減を目指します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成12年度 児童虐待の防止等に関する法律施行
- 16年度 児童虐待の防止等に関する法律の改正により、児童の安全確認等の初期対応や措置が必要なケースの児童相談所への送致等が市町村の業務として義務付けられる
- 17年度 子育て支援課を創設し、家庭児童福祉司、社会福祉主事及び家庭児童相談員を配置
- 18年度 松本市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関のネットワークを構築
- 21年度 こんにちは赤ちゃん（乳児家庭全戸訪問）事業開始
- 令和元年度 松本赤十字乳児院による養育支援訪問事業開始
- 2年度 松本市子ども家庭総合支援拠点設置

イ 統計資料

年度	家庭児童相談件数		子育て支援ショートステイ事業		こんにちは赤ちゃん事業	
	合計	虐待相談件数	人数	利用泊数	訪問実数	支援対象者数
H 30	501 件	55 件	117 人	249 人	1,662 人	186 人
R 元	438 件	36 件	39 人	90 人	1,662 人	107 人
R 2	554 件	42 件	33 人	63 人	626 人	78 人

基本施策
2-1-3

多文化共生の推進

1 多文化共生推進プランの実施

総務部 人権・男女共生課
(住民自治局 人権共生課)

(1) 目標

国籍や文化の違いを超えて人権を尊重し、生活スタイルや考え方の違いを互いに認め支え合う多文化共生社会の構築をめざすために、外国人住民に対する情報提供や日本語教育環境の充実などの支援に取り組むとともに、地域への啓発や外国人住民の社会参画を促すための取組みを進めます。

(2) 令和2年度取組みと成果

- ア 多言語生活ガイドブックの利用促進（QRコード付案内パンフレットの配布）、ポルトガル語相談員の設置、庁内文書の多言語化、日本語教室の支援（中央公民館）等のコミュニケーション支援
- イ 災害時多言語表示シートの活用促進（全指定避難所への配布）、災害多言語支援センター設置訓練実施、多言語防災ハンドブックの周知（9カ国語対応）、子ども日本語教育センターの設置運営及び就学・進学前ガイダンス実施（学校指導課）、多文化共生フォーラム（46名参加）・出前講座（1回実施、16名参加）による意識啓発、キーパーソン研修会（32名参加）の実施
- ウ 多文化共生推進協議会での第3次松本市多文化共生推進プラン（案）の協議

(3) 現状の分析と今後の課題

多文化共生社会の実現には、地域社会の構成員一人ひとりの多文化共生意識の向上が不可欠のため、地域等様々な場で多文化共生の意識啓発を行うとともに、外国人住民の自立と社会参画を促進します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 11年～14年 外国人も住みやすいまちづくり懇談会開催
- 18年～19年 外国人市民会議
- 18年 松本市第8次基本計画で「多文化共生」について言及
- 21年 11月 市子ども日本語支援センター開設
- 23年 7月 第1次多文化共生推進プラン策定（計画期間：平成23～27年度）
- 28年 7月 第2次多文化共生推進プラン策定（計画期間：平成28～令和2年度）

イ 統計資料

国籍別外国人住民者数

(単位：人)

	総数	中国	韓国・朝鮮	フィリピン	ベトナム	ブラジル	タイ	その他	国数
30.12 末	3,961	963	1,002	546	307	360	179	506	63 カ国
元.12 末	4,111	997	995	556	398	358	182	625	64 カ国
2.12 末	3,973	960	937	541	424	344	171	596	64 カ国

ポルトガル語相談分野別対応件数

(単位：件)

年度	税金	保険・年金	戸籍	在留資格	労働	学校・教育	その他生活	計
H 30	132	135	91	34	55	132	370	949
R 元	120	184	125	50	52	130	600	1,261
R 2	168	198	151	22	48	73	715	1,375

多文化共生の推進

2 多文化共生プラザ設置運営事業

総務部 人権・男女共生課
(住民自治局 人権共生課)

(1) 目標

多文化共生の地域づくりを進めるための拠点として、情報提供・発信や相談、啓発、交流、人材育成の各事業に取り組みます。

(2) 令和2年度の実績と成果

- ア Facebook を中心とした外国人住民への多言語情報提供・発信
- イ 多言語相談、在留資格相談、生活・学習相談、相談者の同行支援の実施
- ウ 多文化共生プラザ異文化理解・交流事業（4回延べ80人参加）

(3) 現状の分析と今後の課題

外国人住民の定住化により相談案件も複数多岐にわたり、複雑な問題を抱えた相談者が増加している現状があるため寄り添い支援等充実した体制づくりに努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 11 年～ 14 年 外国人も住みやすいまちづくり懇談会開催
- 14 年 5 月 ふれあい国際・情報センター設置
- 18 年～ 19 年 外国人市民会議
- 22 年 多文化共生推進プラン策定委員会設置 プラン素案を検討
多文化共生に係る実態調査実施
- 23 年 7 月 第1次多文化共生推進プラン策定（計画期間：平成 23～27 年度）
- 24 年 7 月 多文化共生プラザ開設
- 28 年 7 月 第2次多文化共生推進プラン策定（計画期間：平成 28～令和 2 年度）

イ 統計資料

多文化共生プラザ相談件数

(単位：件)

年度	日本語 支援	日本語 学習	語学学習	在留資格	就労労働	就学就園	交流	その他	計
H 30	20	80	25	72	136	89	44	1,046	1,512
R 元	43	75	12	119	105	100	52	1,196	1,702
R 2	52	74	19	133	155	68	27	1,173	1,701

基本施策
2-2-1

高齢者福祉の充実

1 介護保険制度の円滑な運営

健康福祉部 高齢福祉課
西部福祉課

(1) 目標

団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、「誰もが、住み慣れた家で、地域で、安心して暮らし続けることができる仕組み」（地域包括ケアシステム）の構築に向けた計画を策定し、法令・計画に基づき円滑な介護保険制度の運営を目指します。

(2) 令和2年度の実績と成果

- ア これまでの内容の継承と進展を目指した、第7期介護保険事業計画の3年目
- イ 第7期計画に基づき、地域密着型施設（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、小規模多機能型居宅介護）をそれぞれ1施設整備
- ウ 第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 介護を必要とする高齢者、ひとり暮らし高齢者等が増加していることから、高齢者福祉や介護サービスに対する需要が増加し、多様化しています。
- イ 住み慣れた地域で安心して生活できるように、福祉サービスの充実や地域づくりを進めることが必要です。
- ウ 高齢者の自立支援・介護予防・重度化防止の更なる推進が必要です。

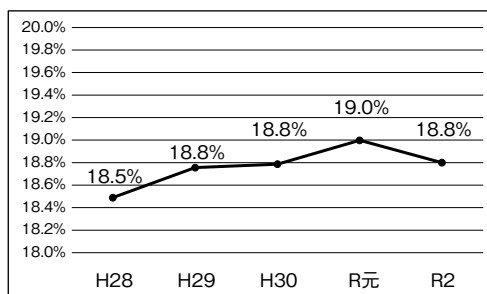
(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

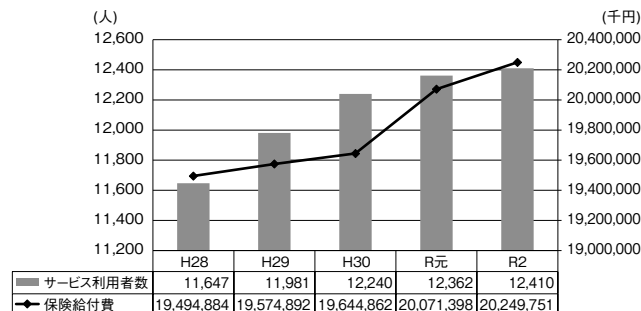
- 平成 4年度 「松本市老人保健福祉計画」を策定
- 11年度 「第1期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」を策定（以降3年毎に更新）
- 12年度 介護保険制度開始
- 21年度 4期計画開始に合わせ、介護予防・認知症対策の充実等を重点に取り組む
- 28年度 新しい総合事業を開始
- 令和 2年度 第8期計画の策定

イ 統計資料

第1号被保険者認定率の推移



サービス利用者数と保険給付費の推移



	H28	H29	H30	R元	R2
認定者数	12,117人	12,375人	12,457人	12,677人	12,633人
1号被保険者数	65,535人	65,980人	66,308人	66,729人	67,076人
認定率	18.5%	18.8%	18.8%	19.0%	18.8%

※各年度3月31日時点

高齢者福祉の充実

2 地域包括ケアシステムの推進

健康福祉部 高齢福祉課
西部福祉課

(1) 目標

団塊の世代が全て75歳以上となる2025年以降を見据え、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できる地域社会の実現に向けて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保され、高齢者を地域全体で見守る地域包括ケアの仕組みづくりを推進します。

(2) 令和2年度の実績と成果

- ア 生活支援体制の構築を図るため、第2層生活支援コーディネーターを新たに9地区（合計16地区）の地域づくりセンターに配置し、地域の助け合いの活動の促進や高齢者の自立支援体制の構築を目指しています。
- イ 切れ目のない在宅医療と介護の連携推進のため、全市及び地域包括支援センター担当地域（日常生活圏域）での多職種連絡会（研修会）等の開催や、入退院連携ルール等情報共有ツールの普及により、医療と介護、社会資源等の活用と連携を推進しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 地域ケア会議から出された課題の集約方法や事業化に向けた検討体制等の整備に取り組みます。
- イ 地域の助け合いや繋がりづくりは徐々に進みつつありますが、高齢化による担い手不足や負担の増加など課題があるため、今後は住民主体の取り組みのみならず、NPO法人や社会福祉法人などと連携し、重層的な支援体制の構築を検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成24年度 第5期介護保険事業計画で「地域包括ケアシステムの構築」を位置付け
- 25年度 地域ケア会議を試行的に開催
- 26年度 松本市地域包括ケア協議会及び市内連絡会（関係課長）を設置
地域・個別ケア会議の開催（地域課題の抽出、解決策の検討）
松本市医師会に委託し、松本市介護と医療連携支援室と医療コーディネーターを設置
- 27年度 松本市地域包括ケア協議会に小委員会（在宅医療・介護連携委員会／生活支援体制整備委員会）を設置
- 28年度 市内推進会議の開催（幹事会／専門員会）
地域包括支援センターを8カ所から12カ所に増設
- 30年度 第1層生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置
松本圏域入退院連携ルールの運用開始
- 令和元年度 第2層生活支援コーディネーター（地区生活支援員）業務を社会福祉協議会へ委託、
地域づくりセンターへの配置を開始
松本市版リビングウィル（事前指示書）の運用開始
- 2年度 自立支援型個別ケア会議の開催

イ 統計資料

ケア会議実績（地域・個別）※令和2年度は新型コロナウイルス感染防止のため16地区16回を中止

項目	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
地区数	34地区	34地区	32地区	26地区
回数	74回	117回	71回	61回

障害者（児）福祉の充実

1 障害者自立支援給付事業の推進

健康福祉部 障害福祉課 西部福祉課
こども部 こども福祉課

(1) 目標

障害者・児（以下「障害者」という。）が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく自立支援給付サービスを提供し、障害者・児の福祉の向上及び増進を図ることを目標とします。

(2) 令和2年度の実績と成果

- ア 障害の特性と多様化するニーズに対応するため、計画相談支援事業者と連携して障害者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援とサービスの提供を推進しました。
- イ 適切なサービスが持続的に提供できるよう、県と合同で指導監査を実施し、サービス提供状況の把握、事業所の支援等を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 障害者手帳交付者は年々増加しています。障害の重複化や重度化とともに高齢化も進んできているため、障害の状態や生活状況に応じた個別支援の更なる充実に努めます。
- イ 松本圏域3市5村及びサービス提供事業所と連携を図りながら支援体制の充実に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成18年 障害者自立支援法が施行され、自立支援給付事業によるサービス提供を開始。松本障害保健福祉圏域自立支援協議会を設置し、関係機関のネットワークを構築
- 23年 障害者自立支援法の一部改正に伴い、新たに同行援護サービスの提供を開始
- 24年 障害者自立支援法の一部改正に伴い、サービス利用計画作成対象者を拡大。児童福祉法の一部改正に伴い、障害児に係るサービスを再編
- 25年 障害者自立支援法の一部改正に伴い、法律名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称：障害者総合支援法）」に改正される。難病患者の一部を障害福祉サービスの対象に加える。
- 26年 障害者総合支援法における「障害程度区分」が、障害者等の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる「障害支援区分」に見直される。
- 30年 障害者総合支援法の一部改正に伴い、「生活」と「就労」に対する支援の充実策として、「自立生活援助」「就労定着支援」サービスの提供を開始。児童福祉法の一部改正に伴い、障害児支援のニーズの多様化に対応するため支援を拡充

イ 統計資料

自立支援給付事業（児童福祉法によるサービス含む）

区分	H30年度		R元年度		R2年度	
	延利用者数(人)	給付費(千円)	延利用者数(人)	給付費(千円)	延利用者数(人)	給付費(千円)
訪問系サービス	7,599	478,214	7,931	500,638	7,638	520,800
日中活動系サービス	15,140	2,380,495	17,086	2,559,761	17,440	2,659,281
居住系サービス	5,257	799,451	5,523	859,016	5,655	897,722
サービス利用計画作成	4,662	71,586	5,700	84,157	6,208	93,409
児童通所サービス	35,690	354,299	41,881	392,767	47,601	446,159

障害者（児）福祉の充実

2 地域生活支援事業の推進

健康福祉部 障害福祉課 西部福祉課
こども部 こども福祉課

(1) 目標

障害者の自立や社会復帰、社会参加の促進及び介護者の負担軽減が図れるよう、地域の実状に即した事業として地域生活支援事業を積極的に実施し、障害者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整えます。

(2) 令和2年度の取組みと成果

- ア 松本障害保健福祉圏域自立支援協議会を中心とした関係機関との連携と調整により事業を推進しました。
- イ 圏域の相談支援センターの専門支援員との連携により、生活・就労・住居等の多様な相談支援を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 障害者や介護者のニーズが多様化していることから、障害及び生活環境の特性に応じた相談支援及び各種サービスの提供に努め、社会参加の促進を図ります。
- イ 事業実施にあたっては、自立支援協議会及び相談支援事業所などの関係機関と連携を図りながら、支援の充実に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 18 年 障害者自立支援法が施行され、地域生活支援事業によるサービス提供を開始する
松本障害保健福祉圏域自立支援協議会を設置し、障害者相談支援事業を実施
- 23 年 成年後見支援センターかけはしを開設（松本市社会福祉協議会が設置・運営、圏域市村で
運営費の一部を助成）
- 25 年 障害者優先調達推進法の施行を受け、障害者就労施設等からの物品等の調達推進基本方針
を策定

イ 統計資料

(単位：千円)

区分	H30 年度		R 元年度		R2 年度	
	利用状況	給付費	利用状況	給付費	利用状況	給付費
相談支援センター(延相談人数)	11,912 人	-	15,014 人	-	11,092 人	-
手話通訳等派遣事業	1,233 回	6,793	1,357 回	6,377	1,038 回	3,856
移動支援事業	24,575h	55,445	22,877h	50,417	17,365h	40,050
日常生活用具給付事業	5,061 件	56,544	5,143 件	56,046	5,151 件	57,814
訪問入浴事業	2,717 回	33,936	3,041 回	37,990	2,985 回	37,301

障害者（児）福祉の充実

3 障害者の差別解消と権利擁護の推進

健康福祉部 障害福祉課
西部福祉課

(1) 目標

障害者への差別を解消し、権利や尊厳を守り、障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目標とします。また、実施にあたっては、地域の皆さんの理解と協力を得ながら、関係機関との連携強化、支援体制の整備を図ります。

(2) 令和2年度の実績と成果

- ア 平成28年4月に施行された障害者差別解消法の基本方針に基づき、社会的障壁の除去の実施、合理的配慮を提供することについて、職員対応要領を活用して、職員の研修を実施しました。
- イ 市民に向けて「信州あいサポーター研修」と連携した出前講座等を開催し、法律の趣旨や障害や障害者に対する正しい理解が進むよう、周知、啓発活動を行い、差別解消の推進に取り組みました。
- ウ 権利擁護推進のため、松本市社会福祉協議会が運営する成年後見支援センターに圏域市村と連携して運営費を助成し、成年後見制度に係る支援体制の充実を図りました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 障害者への差別解消のため、引き続き研修や周知、啓発活動を実施します。
- イ 障害者の権利擁護を推進するためには、障害者と家族（養護者）の支援体制を構築、強化することが必要です。成年後見支援センターとの連携を強めて支援を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 障害者差別解消法における国等の経過

- 平成20年5月 障害者の権利に関する条約（国連発効）
- 22年6月 「障害者制度改革のための基本的な方向について」閣議決定
- 28年4月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）施行

イ 権利擁護の推進に関する経過

- 平成23年 成年後見支援センターかけはしを開設（松本市社会福祉協議会が設置・運営、圏域市村で運営費の一部を助成）
- 28年 平成24年10月に施行された障害者虐待防止法を受け、松本市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会を設置

ウ 統計資料

(ア) 障害者虐待に係る通報・相談延件数（件）

年度	H 30	R 元	R 2
通報・相談延件数	17	33	17

養護者及び障害者福祉施設従事者等に関する通報・相談状況

(イ) 成年後見支援センター 延相談件数（件）

年度	H 30	R 元	R 2
延相談件数	750	781	426

障害者（児）福祉の充実

4 あるぷキッズ支援事業

こども部 こども福祉課

(1) 目標

発達障害及び発達に心配のある子どもとその保護者、子どもと毎日関わる支援者（保育士・教諭等）を継続して総合的に支援していくことを目指します。

(2) 令和2年度 of 取組みと成果

- ア あるぷキッズ支援室での電話及び面接相談を実施しました。
- イ 保育園・幼稚園・認定こども園・小中学校等への巡回支援
 - (ア) 支援チームが巡回し、現場職員とともに支援計画の立案や対応方法についての助言を行いました。
 - (イ) スムーズな就学に向け4歳児への就学前巡回を実施しました。
 - (ウ) 教育委員会と連携し、教育相談を経て通常学級に入学した1年生と支援学級への巡回を行いました。
- ウ 「あそびの教室」「ペアレントトレーニング」を実施し、保護者支援の充実を図っています。
- エ 発達障害による不登校や引きこもりを防ぐため、発達障害児サポートコーディネーターを委託配置しました。
- オ 発達障害児支援の今後の方向性を示す松本市発達障害児支援基本指針を策定しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 発達障害のある子が地域で自分らしく生きていくために、あそびの教室や専門相談、巡回支援など早期からその特性に応じた適切な対応や支援が必要です。
- イ 多様化する相談に適切に対応し、将来にわたり継続した支援を受けられるよう、庁内及び外部関係機関とのさらなる連携を図るとともに、総合的な支援体制の構築を推進します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和 60 年度	あそびの教室開始（健康づくり課にて、療育型3グループで開催）
平成 21 年度	こども部の創設とともに、こども福祉課へあそびの教室の業務を移管
22 年度	あるぷキッズ支援事業（発達障害児支援システム）開始
27 年度	なんぷくプラザ内に「あるぷキッズ支援室」を整備
令和 2 年度	松本市発達障害児支援基本指針を策定

イ 統計資料

区 分	H 30 年度		R 元年度		R2 年度	
	回数	延参加人数	回数	延参加人数	回数	延参加人数
あるぷキッズ支援室相談	-	517 人	-	750 人	-	871 人
巡回支援	227 回	975 人	174 回	1,020 人	182 回	864 人
サポート手帳の配付	-	16 冊	-	13 冊	-	7 冊
あそびの教室	375 回	3,339 人	357 回	3,253 人	386 回	2,230 人
ペアレント・トレーニング	33 回	167 人	23 回	141 人	41 回	206 人

基本施策
2-2-3

生活福祉の充実

1 生活困窮者自立支援等関係事業

地域づくり部 市民相談課
(住民自治局 市民相談課)

(1) 目標

生活保護に至る前段階にある生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援機関である「まいさぼ松本」（松本市社会福祉協議会へ委託）が中核となり、「困窮者の自立と尊厳の確保」「困窮者支援を通じた地域づくり」の視点を踏まえた包括的かつ継続的な支援を提供します。

(2) 令和2年度の実績と成果

- ア 支給対象者の拡大を受け、離職された方のほかに、新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少により、住居を失うおそれが生じた方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援しました。
- イ 庁内プロジェクト会議や支援調整会議を通じて「まいさぼ松本」と庁内関係課とのより一層の連携を図ると共に、民間支援団体との連絡会をとおした事業周知により、生活困窮者の早期発見及び支援開始を推進しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少や、住居確保給付金の支給対象者拡大により新規相談者数及び継続相談者は大幅に増加しました。
- イ 15歳～64歳の稼働年齢層（特に40歳以上）への居場所を含めた支援策について、庁内関係課会議の結果を踏まえながら支援策を検討します。
- ウ 「地域共生社会」の実現に向けた取組みとして、推進のための庁内のワーキングチームにおいて課題を整理し、全ての世代を対象にした個別ケア会議の在り方について検討を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成27年度 生活困窮者自立支援法施行
自立相談支援事業、住居確保給付金、子どもの学習支援事業（生活保護世帯）を実施
- 平成28年度 障害・生活支援課（現生活保護課）から市民相談課へ事務移管
就労準備支援事業、一時生活支援事業を新規実施
- 平成29年度 家計改善支援事業を新規実施（法に基づく主要事業をすべて実施）

イ 統計資料

「まいさぼ松本」の支援状況

	新規相談者数	前年度からの継続支援者数	延対応回数	延就職・増収者数
H30年度	427人	215人	7,410件	68人
R元年度	442人	214人	6,008件	82人
R2年度	1,242人	425人	9,754件	78人

生活福祉の充実

2 福祉医療費給付事業

健康福祉部 障害福祉課 西部福祉課
こども部 こども福祉課

(1) 目標

地域で安心して暮らすことができる社会をめざし、乳幼児、児童、障害者（児）、ひとり親家庭の医療費自己負担分について償還又は現物給付を行い、健康保持と福祉の増進を図ります。

(2) 令和2年度の取組みと成果

- ア 新規手帳取得者等に対し、福祉医療制度の周知徹底及び適正な活用を図り、障害者の経済的な負担の軽減に努めました。
- イ 経済的に医療費窓口負担額の支払いが困難な低所得者については、福祉医療費貸付制度を利用した支援を行いました。
- ウ 子育て支援医療（0歳～中学卒業まで）の児童について、窓口負担500円となる現物給付方式を導入しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 子育て支援医療（0歳～中学卒業まで）の現物給付方式導入に併せ、障害者等の医療費助成も軽減が図れるよう県に要望します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 昭和49年度 松本市医療費特別給付金制度を創設
- 平成15年度 自動給付方式の導入、対象者の範囲を拡大（精神保健福祉手帳1級の者の通院医療費助成）、所得制限の導入、福祉医療費貸付制度の導入
- 17年度 入院時食事療養費標準負担額の助成開始
- 18年度 障害者自立支援法に基づく自己負担分医療費及び70歳以上で療養病床入院時の生活療養費（食事分）の助成開始
- 25年度 対象者の範囲を拡大（精神保健福祉手帳2級の者の通院医療費助成）
- 27年度 18歳以下の障害児医療の対象者について、所得制限を廃止
- 30年度 子育て支援医療の対象児童について窓口負担500円となる現物給付方式を導入

イ 統計資料

区 分	R元年度			R2年度		
	給付件数 (件)	給付額 (千円)	県補助金 (千円)	給付件数 (件)	給付額 (千円)	県補助金 (千円)
子育て支援医療	343,394	624,568	152,152	265,884	497,855	110,317
障害児医療	3,856	12,453	3,422	3,253	12,749	3,196
ひとり親医療	47,464	101,698	51,028	40,482	95,264	46,937
障害者医療	255,220	821,380	291,606	248,247	804,941	264,075

生活福祉の充実

3 生活保護自立支援プログラムによる早期就労

健康福祉部 生活保護課

(1) 目標

ハローワーク等関係機関と連携しながら、積極的かつ組織的に就労指導及び就労支援の強化を図り、生活保護世帯の早期自立をめざします。

(2) 令和2年度 of 取組みと成果

ア 就労支援プログラムの活用

就労支援員を2名配置し、ハローワークやケースワーカーと連携しながら実情に応じた継続的できめ細やかな就労支援を行い、被保護者世帯の早期自立を支援しました。

イ 生活保護支援基金の貸付け

生活保護に該当すると見込まれる者に対しては、生活保護費支給までのつなぎ資金として、生活資金や住宅資金を貸し付け、経済的に不安のない状況で就職活動ができるよう支援しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 堅調な雇用情勢のもと横ばいの状況で推移してきました保護世帯数は、新型コロナウイルスの影響による雇用情勢の悪化に伴い、65歳以下の稼働年齢層の保護受給世帯が増加しています。

イ 離職後、身体的・精神的な障害がないにもかかわらず仕事に就けない世帯に対しては、ハローワーク等と連携して丁寧な就労指導を行います。

ウ 高齢者世帯については、その9割が単身世帯のため、民生・児童委員や高齢者福祉関係者等との連携による見守りや健康管理を中心とした支援を行っていく必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成20年度 生活保護世帯就労支援対策の実施

21年度 生活保護支援基金の貸付けの実施

イ 統計資料

年度別、世帯類型別被保護者世帯数（各年度3月31日現在）

年度 \ 項目	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他世帯	合計
H 30 (世帯)	890	36	529	125	1,580
(%)	(56.4)	(2.3)	(33.5)	(7.8)	
R 元 (世帯)	900	39	510	137	1,586
(%)	(56.7)	(2.5)	(32.2)	(8.6)	
R 2 (世帯)	874	43	487	168	1,572
(%)	(55.6)	(2.7)	(31.0)	(10.7)	

生活福祉の充実

4 子どもの未来応援事業

こども部 こども福祉課

(1) 目標

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、またその成育環境が世代を超えて連鎖することのないよう、「松本市子どもの権利に関する条例」の理念に基づき、すべての子どもが自らの意志で未来を選択できる環境を整えることを目指します。

(2) 令和2年度の実績と成果

- ア 子どもの居場所づくり推進事業交付金交付団体を決定（11団体13会場）しました。
- イ 子どもの居場所づくり推進事業交付金交付団体との連絡会議を開催し、お互いの運営状況等に関する情報共有を行なうとともに、効果的な事業実施のあり方について意見交換を行いました。
- ウ 新型コロナウイルス感染症の流行により、居場所での調理や飲食が困難な期間は、持ち帰りや軽食の提供も交付対象とするなど柔軟に対応しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

子どもの居場所づくり推進事業交付金交付団体との連絡会議や、市民参加の事業報告会の開催を通して、子どもたちのより身近な場所での開設の拡大が必要です。

また、部局横断による庁内推進会議を核として、「松本市子どもにやさしいまちづくり委員会」や民間団体等との連携を図りながら、子どもの未来応援に向けた効果的な事業を推進します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 25 年度 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行
- 27 年度 子どもの貧困対策庁内調整会議を設置
市独自で保育園・幼稚園における在園児調査を実施（1回目）
- 28 年度 松本市ひとり親家庭実態調査、保育園・幼稚園における在園児調査を実施
- 29 年度 松本市子どもの未来応援指針の策定

イ 統計資料

令和2年度に開催した13会場へ参加した子どもを対象にアンケート調査を実施しました。

（回答数130名）

- ・「参加回数」は、「初回」13.1%、「2回以上」86.6%と、継続開催により子どもたちの認知が高まっています。
- ・「今後の参加希望」は、「来たい」83.6%、「来たくない」1.6%、「わからない」14.8%と、子どもにとって居心地の良い居場所となっていることが伺えます。
- ・「参加して嬉しかったこと、自信がついたこと」について、「有」が97.6%の回答がありました。地域の居場所への参加により、子どもたちの自己肯定感が向上しております。

基本施策
2-2-3

生活福祉の充実

5 市営住宅の整備

建設部 住宅課

(1) 目標

住宅に困窮する低所得者の居住水準の向上と、良好な住環境にするため、市営住宅の整備を推進します。

(2) 令和2年度 of 取組みと成果

- ア 平成28年度から着手した寿団地B街区の建替事業は、B-3棟、B-4棟両棟の駐車場整備を行い全ての事業が完了しました。また、南松本西団地の駐車場整備を実施しました。
- イ 松本市公営住宅等長寿命化計画及び松本市耐震改修促進計画に基づき、二子団地と寿団地（1丁目・3丁目）及び他11団地の解体対象（306戸）の入居者（185戸）の移転事業を継続し、14戸の移転等が完了しました。前年を含めた移転等の完了は計166戸となりました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 昭和40年代以前に建てられた住宅が約3分の1を占めていることから、引き続き防災上安全な住宅街にする必要があります。
- イ 暮らし方・働き方が多様化し、子育て期、高齢期といったライフステージや個人の多様な価値観、身体機能の特性に応じた住まいの提供が求められています。
- ウ 今後、松本市公営住宅等長寿命化計画に基づき、良好な住環境の整備を計画的に進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

市営住宅の整備経過

新築住宅					建替住宅				新築住宅					建替住宅			
建設年度	団地名	建設戸数 (着工)	公営住宅	特定公共 賃貸住宅	団地名	建設戸数 (着工)	公営住宅	特定公共 賃貸住宅	建設年度	団地名	建設戸数 (着工)	公営住宅	特定公共 賃貸住宅	団地名	建設戸数 (着工)	公営住宅	特定公共 賃貸住宅
昭和52年度 53	野溝	20	20						7					南松本	42	42	
	岡田	24	24											南松本	27	27	
	南松本西	25	25							御堂原	14	12	2				
	錦部	16	16						8					南松本	24	24	
	中川	8	8						9					豊丘	55	55	
	54	島内	96	96						大野田	40		40				
	55	竹淵	36	36						小原	10		10				
	56	竹淵	18	18					10	芳野	21		21				
	57	南松本南	32	32		二子	26	26		取手	14	14					
	58	南松本南	40	40		寿田町	24	24		11	上土	25		25	豊丘	45	45
59	埋橋	30	30		寿田町	42	42							芳野	39	18	21
60	南松本南	30	30		寿田町	54	54		12	横沢	19	19					
	南松本東	30	30		寿田町	30	30		13	大手	8	8		豊丘	30	30	
	野沢	12	12						14	松本駅北	25	25					
61	出川	60	60		寿田町	54	54		15								
62	竹淵	60	60		寿田町	36	36		16					寿	45	45	
63	竹淵	24	24		元町	18	18		17					寿	30	30	
					元町	14	14		18				寿	20	20		
	浅間南	60	60		石芝	16	16		19					寿	30	30	
	大示川	6	6						20								
	平成元年度	浅間南	30	30		石芝	24	24		21				豊丘	15	15	
		上郷	6	6						27				寿	21	21	
		稲核	3	3						28				寿	15	15	
	2	浅間南	32	32		石芝	16	16		29				寿	27	27	
	3	小宮	30	30		石芝	16	16		30				寿	48	48	
	4	小宮	12	12		石芝	36	36									
5	小宮	60	60		元町上	24	24		令和元年度								
6	島々	6	6		元町上	24	24										
	番所	6		6					合計		988	884	104		967	946	21

子どもの権利の推進

1 子どもの権利の推進

こども部 こども育成課

(1) 目標

子どもが一人の市民として尊重され、生きる力を高めながら生きていくことに喜びを感じられるよう、「松本市子どもの権利に関する条例」に基づき、すべての子どもにやさしいまちを目指します。

(2) 令和2年度の実績と成果

- ア 子どもにやさしいまちづくり委員会の委員を見直し、メディアリテラシー関係者等を選定しました。
- イ 子どもの権利相談室「こころの鈴」において、子どもや保護者等からの相談（延408件）に対応しました。周知・啓発をはかるため、こころの鈴通信及び案内カードを作成し、市内の小中学生や高校生に配布するとともに児童館・児童センターへの出前訪問を行いました。（10施設で実施）。また、市外からの通学者が多い高校生の1年生を中心に「こころの鈴」を周知しました。
- ウ まつもと子ども未来委員会（小学5年～高校3年対象）を15回開催し、委員の子どもたち（16人）が、自分たちのまちについて考え、課題などを市へ提言しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 平成25年4月に条例を制定し、学校への啓発物の配布や市民向けのフォーラム開催などにより条例の周知を図っています。アンケート調査の結果、特に高校生の条例認知度が低いため、高校生と一般市民に対する周知が必要です。
- イ 子どもにやさしいまちづくり委員会から提言されている、「子どもの権利ウィーク」創設に向け、検討を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成25年度 4月に「子どもの権利に関する条例」を施行
子どもの権利相談室「こころの鈴」を開設（7月）
- 26年度 「まつもと子ども未来委員会」を設置
「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」を策定
「まつもと子どもスマイル運動」を開始
子どもの権利を推進している自治体の子どもたちと子どもの権利をテーマに交流する
「子ども交流事業」を開始
- 27年度 子どもの権利相談室の相談員4名のうち1名を室長として配置
- 29年度 子どもの権利擁護委員を1名増員
- 令和元年度 「第2次松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」を策定

イ 統計資料

子どもの権利相談室「こころの鈴」相談実績（単位：件）

区分	H30年度	R元年度	R2年度
実相談件数	161	176	205
延相談件数	695	473	408

基本施策
2-3-2

出産・子育て環境の充実

1 母子保健事業の充実（妊娠、出産、子育てへの支援）

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

安心して妊娠・出産でき、子育てに喜びを感じ、心にゆとりを持って子育てができる環境づくりをめざします。

(2) 令和2年度の実績と成果

- ア 子育てを包括的に支援するため、子ども子育て安心ルームを設置し、母子保健コーディネーターを配置し、子育てコンシェルジュ、保育コンシェルジュ及び庁外関係機関と連携することにより、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築に努めています。
- イ 産後安心して子育てできるよう、産婦健診、産後ケア事業、母乳育児相談、育児ママヘルプサービス、新生児訪問、こにちは赤ちゃん事業との連携を実施し、子育てしやすい環境づくりに努めました。
- ウ 乳幼児健診、発達や心理等の二次健診・相談、育児支援教室等、育児に関する各種事業を継続実施するとともに、育児学級事業については、成長過程に応じた適切な情報提供を、感染症へのリスクや子どもが動きまわる等、保護者への負担感を軽減したオンラインを活用して実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 妊娠を希望する夫婦に不妊・不育症治療の費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減します。
- イ 妊娠届出時の相談指導の全数実施等を実施し、支援が必要な妊婦を早期に抽出し安心して出産・育児ができる環境を整えます。
- ウ 少子化が進む中で、核家族や共働き世帯の増加等、ライフスタイルの変化により育児に不安を持つ親が増えていることから、安心して育児ができるよう関係機関との連携等、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行い、相談・支援体制の強化を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和 33 年度	乳幼児健診開始
63 年度	離乳食教室、1 歳児教室開始
平成 6 年度	両親学級（ママとパパの教室）開始
9 年度	新生児訪問・妊産婦訪問開始（県から権限移譲）
13 年度	育児ママヘルプサービス、不妊治療費助成事業開始
24 年度	妊婦歯科検診開始
26 年度	不育症治療費助成事業開始
27 年度	産後ケア事業開始
28 年度	子ども子育て安心ルーム設置。母子保健コーディネーター配置
30 年度	母乳・育児相談事業開始
令和 元 年度	産婦健診事業開始
2 年度	オンライン離乳食教室・1 歳児教室、オンライン子育て相談開始

イ 統計資料

事業実施状況

区分	H 30 年度	R 元年度	R 2 年度
	利用者数（人）	利用者数（人）	利用者数（人）
不妊治療助成事業	250	263	264
不育症治療助成事業	4	1	0
産後ケア事業	55	53	81
母乳・育児相談事業	687	501	447
育児ママヘルプサービス事業	18	22	10
産婦健診事業	—	2,707	2,901

出産・子育て環境の充実

2 子育て支援事業の充実

こども部 こども育成課

(1) 目標

安心して妊娠、出産でき、子育てに喜びを感じ、心にゆとりを持って子育てが出来る環境づくりを目指します。

(2) 令和2年度 of 取組みと成果

ア 祖父母世代の方が子育てに関わり、母親の子育ての負担感を軽減するために、地域の方々向けの子育て情報をまとめた孫育てパンフレットを作成し、健康づくり課や保健センター、こどもプラザ等で配布しました。

イ こどもプラザ（4カ所）及び健康づくり課、保育課に「子ども子育て安心ルーム」を設置し、妊娠期から子育て期の相談支援を実施しています。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 「子ども子育て安心ルーム」での相談件数は年々増加しており、相談内容も深刻な事例もあることから、母子保健コーディネーター、保育コンシェルジュとの協力体制や、庁内外の関係機関との連携をさらに強化していく必要があります。

イ 子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」は、利用者の増加に伴い、支援員の増員の必要性や施設の狭あい化が課題となっています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 8年度 ファミリー・サポート・センター事業開始
- 12年度 筑摩にこどもプラザ開館。館内で休日保育・病後児保育を開始
- 17年度 小宮こどもプラザ開館。児童センター等でつどいの広場事業を開始
- 20年度 相澤病院内で病児保育開始（以降、23年度に梓川診療所（4月）、30年度に丸の内病院（4月）、まつもと医療センター（7月）、4カ所で病児保育を実施。）
- 25年度 引きこもりがちな子どもの居場所として、子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」を開設
- 28年度 こどもプラザに「子ども子育て安心ルーム」を開設、子育てコンシェルジュ1名を配置（以降、29年度小宮こどもプラザ、30年度南郷こどもプラザ、令和元年度波田こどもプラザ、計4カ所子ども子育て安心ルームを開設。）

イ 統計資料

(単位：人)

区 分	H30年度	R元年度	R2年度
こどもプラザ利用者数（4館）	63,671	58,143	42,581
つどいの広場利用者数	91,352(21カ所)	86,704(21カ所)	70,251(21カ所)
子ども子育て安心ルーム相談件数	2,539（3館）	3,949（4館）	3,411（4館）
病児保育利用者数 / 病後児保育利用者数	2,353/223	2,321/219	773/96
ファミリー・サポート・センター活動回数	3,655	3,662	2,269
子育てサポーター訪問事業利用回数	2,197	2,328	1,361
はぐルッポ利用者数	1,684	1,931	1,596

出産・子育て環境の充実

3 放課後等の居場所対策

こども部 こども育成課

(1) 目標

安心して妊娠、出産でき、子育てに喜びを感じ、心にゆとりを持って子育てが出来る環境づくりを目指します。

(2) 令和2年度 of 取組みと成果

放課後留守家庭となる児童を登録制でお預かりする放課後児童健全育成事業の実施施設の充実を図るため、次の2カ所を整備しました。

ア 波田中央保育園の改築に伴い、新たに波田児童センター放課後児童クラブ室を2階に設置（令和3年4月に使用開始）

イ 信州大学附属松本小学校内での開設準備（令和3年4月に附属放課後児童クラブを開設）

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 共働き世帯の増加や核家族化の進展に伴い、放課後留守となる家庭が増加している現状、少子化による小学生人口の今後の推移を踏まえた、放課後児童健全育成事業の質的・量的な充実を図ることが必要です。

イ 老朽化が進む木造児童館の改築及び、利用児童の急増により狭隘化が進んでいる施設の増改築の検討が必要です。

ウ 新・松本市放課後子ども総合プランに基づき、「放課後子ども教室」の実施場所の拡大及び、放課後児童クラブと一体的なまたは、連携による事業実施が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和41年度	あがた児童館開館（平成14年度までに25館の児童館・センターを整備）
63年度	並柳児童センターで留守家庭児童対策事業を開始
平成20年度	放課後児童健全育成事業の対象を試行的に6年生まで拡大（27年度までに28カ所に拡大） 山辺小学校の余裕教室を利用して、山辺放課後児童クラブを設置
22年度	旭町小学校の余裕教室を利用して、旭町放課後児童クラブを設置
23年度	高宮児童館を児童センターとして改築
24年度	島内児童館を児童センターとして改築
26年度	あがた児童館を中高生の居場所機能を付加した児童センターとして改築
28年度	松本市放課後子ども総合プラン施行
29年度	子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを実施
30年度	蟻ヶ崎児童館を沢村児童センターとして移転改築
令和2年度	波田中央保育園の改築に伴い、波田児童センター放課後児童クラブ室を設置 信州大学附属松本小学校内に附属放課後児童クラブを設置

イ 統計資料

（単位：人）

区分	H30年度	R元年度	R2年度
児童館・児童センター他利用者数(32館)	657,180	639,210	529,626
放課後子ども教室利用者数(4カ所)	4,446	5,476	4,731

保育環境の充実

1 保育士の処遇改善事業

こども部 保育課

(1) 目標

3歳未満児の保育需要が高まり、本市においても保育士が不足していることから、保育園・幼稚園に勤務する保育士・幼稚園教諭を対象とした処遇改善を行い、保育士不足の解消を目指します。

(2) 令和2年度 of 取組みと成果

ア 処遇改善・保育士の確保

- (ア) 正規保育士の職員定数増（3カ年で27人増員）
- (イ) 潜在保育士の掘起し（保育体験会2回）
- (ウ) 土曜保育の統合拠点化の検討及び試行
- (エ) 公立保育園への業務ICT化 各園にタブレット端末（8台）を配備（R元～R2）
- (オ) 保育園・幼稚園のエアコン設置（令和元年度：14園、R2：14園、R3：14園）

イ 受入枠の確保

- (ア) 地域型保育事業の実施（小規模保育事業所4施設で72人増）
- (イ) 認可外保育施設の認定こども園可（3施設29人増）

(3) 現状の分析と今後の課題

全国的に保育士が不足するなか、本市においても、平成26年度以降、会計年度任用保育士の欠員は年々増加傾向にあります。

特に3歳未満児の保育の需要が高まっており、保育の質及び量を確保するとともに、保育士がやりがいを持って仕事を続けられるよう、報酬面をはじめとする処遇改善が喫緊の課題となっています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成16年度 保育園管理運営検討会の設置
- 29年度 嘱託保育士の報酬面での処遇改善等を実施
- 30年度 保育業務補助者の配置、保育園業務ICT化モデル試行、市人材バンク化を実施
- 令和元年度 正規保育士の定数増、保育園業務ICT化の導入、地域型保育事業の実施
- 2年度 正規保育士の定数増、保育園業務ICT化の導入、地域型保育事業の実施、認可外保育施設の認定こども園化

イ 統計資料

保育士の状況（各年4月1日現在）

（単位：人）

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
正規保育士配置数A	236	242	248	253	261	271
正規休暇者数B	34	37	37	33	33	32
正規勤務数C=A-B	202	205	211	220	228	239
会計年度任用保育士数D	276	294	284	250	241	205
会計年度任用保育士休暇者数E	-	-	0	6	7	8
会計年度任用保育士勤務数F	252	265	241	213	205	177
会計年度任用保育士欠員数G=D-E-F	24	29	43	31	29	20

青少年の健全育成

1 青少年の健全育成

こども部 こども育成課

(1) 目標

次代を担う青少年が豊かな心を育めるよう、安心して暮らし健やかに成長できる環境を目指します。

(2) 令和2年度の実績と成果

- ア 青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会を開催し、青少年に関わる取り組みや小中学校のいじめに関わる取り組みなどについて情報共有を図り、行政と関係団体が連携して事業を推進しました。
- イ インターネットや携帯電話等の適切な使い方や家庭でのルールづくりなどを学ぶためのメディア・リテラシー講座や薬物の危険性や喫煙による健康被害等を学ぶための啓発講座を実施しました。
- ウ 中高生の放課後の居場所として、青少年の居場所（研修施設、体育施設）を開設しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 子どもたちを取り巻く課題は、いじめや虐待、不登校など多岐にわたっています。また、スマートフォンの急速な普及は、インターネットによるいじめや青少年が犯罪に巻き込まれるなど、大きな社会問題となっています。
- イ 青少年を取り巻く諸問題は、現代の社会を反映したものであることから、大人自らが襟を正し、家庭や学校・地域社会がそれぞれの役割を今まで以上に認識し、連携して青少年の健全育成と非行防止に取り組む必要があります。
- ウ 薬物乱用防止の取り組みは、令和3年度から保健所と連携し、実施していきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成16年度 放課後や休日の居場所として、体育施設などを利用した「青少年の居場所」を設置
- 20年度 メディア・リテラシー講座を開始
- 22年度 薬物乱用防止啓発講座を開始
- 23年度 心や体の悩みなどに関する相談室「まちかど保健室」を開設
- 26年度 あがた児童センター2階に中高生専用の居場所スペースを設置
- 29年度 Mウイング2階の改修に伴い、座席数を増設しました。

イ 統計資料

(単位：人)

区 分		H 30 年度	R 元年度	R 2 年度
青少年の居場所	利用人数			
	体育施設	850	965	563
	研修施設	3,404	3,224	718
メディア・リテラシー講座	実施校数(校)	31	30	22
	受講者数	児童・生徒	5,122	4,490
薬物乱用防止啓発講座	実施校数(校)	43	37	33
	受講者数	児童・生徒	5,599	4,562
まちかど保健室	延相談件数	131	107	75